

8 給水施設

1) 申請者による設計・施工

- (1) 亀岡市水道事業給水条例により、申請者による設計及び施工を認めているが、規模や内容に応じて、亀岡市が選定した業者の設計及び施工とすること。
- (2) 開発行為等の区域内に必要となる新設配水施設等に関する水道管の布設については、配水管技能者の有資格者を配置し布設工事を実施すること。

2) 配水施設設置基準

- (1) 開発区域内には、開発区域の規模、地形、予定建築物の用途及び敷地の規模配置等を勘案して、需要を満たすことができる能力及び構造で配水施設等を設けること。
- (2) 前の(1)の配水施設等は、亀岡市水道事業の給水区域内では、亀岡市の設置する水道施設から配水を受けることを原則とする。
- (3) 事業者は、事業計画を策定するにあたり、開発行為等に伴う配水施設等に関する基本的事項について、あらかじめ亀岡市水道事業給水条例及び亀岡市水道事業給水条例施行規程に基づき亀岡市水道事業担当課と協議しなければならない。
 - 2 事業者は、開発行為等の区域内に必要となる配水施設等の新設又は増設については、亀岡市水道事業担当課の指示を受けるとともに、その必要経費を負担するものとする。
 - 3 水道給水区域外、その他やむを得ず専用水道等により給水する場合、法令に基づく権限を有する者と事前に協議すること。
 - 4 事業者は、当該開発区域又は建築行為を行う敷地の区域内の給配水施設及びその維持管理について、亀岡市水道事業担当課と協議しなければならない。

3) 配水管の設置基準

- (1) 配水管の計画配水量は、時間最大給水量とすること。
- (2) 配水管は、できる限り行き止まりを避け、網目式に配置すること。
- (3) 消火栓設置の要否については、亀岡消防署と協議を行い、設置する場合は亀岡市水道事業担当課と協議すること。

9 雨水排水

雨水排水施設・排水計画の基準については、各排水施設管理者等と協議を行うこと。

- (1) 事業者は、当該開発区域又は建築行為を行う敷地から流出する下水等(雨水及び汚水)の排出に必要な施設について、集水区域を勘案の上、設置するものとし、雨水、汚水は分流として処理すること。
- (2) 雨水は、開発内容、規模及び付近の既存排水施設等を勘案のうえ、下流地域に障害の出ないよう適切な排水計画、方法を定め対処すること。
- (3) 水路の統合、廃止、改良、または用水取水施設の改廃、並びにそれら施設への雨水放流については、事前に利害関係者と十分協議を行うこと。

- (4) 放流先が河川の場合は、放流量、放流箇所（複数になる場合はできる限り統一）施設構造等について河川管理者と協議を行うこと。
- (5) 河川法適用河川の改修にあたっては、河川法及び亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例に基づき施設計画について協議するものとし、普通河川、市有水路については、亀岡市法定外公共物管理条例等によること。
- (6) 亀岡市公共下水道雨水排水施設に該当するものについては、公共下水道雨水排水計画との整合を図ること。
- (7) 施設の構造、方式については、コンクリート等による三面張構造とし、開渠方式を原則とする。ただし、地形上やむを得ない場合は、コンクリート製の暗渠方式とし、マンホール蓋については亀岡市型とする。なお、詳細構造については、施設管理者と協議を行い決定すること。

10 汚水

1) 下水道計画

公共下水道事業計画区域と事業計画区域外における下水道施設は、下水道法、その他関係法令及び「下水道施設計画・設計指針と解説」等で定める基準により設計し、本市公共下水道計画に適合させること。

なお、旧地域下水道区域については、別途協議を行う。

(1) 下水道関係（汚水）

(ア) 一般的事項

- ① 亀岡市公共下水道事業計画区域内は公共下水道接続を基本とする。
- ② 亀岡市公共下水道事業計画区域外であっても、同全体計画区域内については、公共下水道接続を基本とする。
- ③ 公共下水道整備状況、計画から公共下水道接続困難な場合は、合併処理方式を基本とし、将来公共下水道接続可能な計画とする。
- ④ 下水道施設の計画、施工にあたっては、「下水道施設計画・設計指針と解説」等、下水道法、その他関係法令により亀岡市公共下水道計画に適合させること。
- ⑤ 排除方式は分流式とする。
- ⑥ 人孔及び汚水柵蓋については、「亀岡市型」に限定する。
- ⑦ 亀岡市の指導、指示により設置した下水道施設はすべて帰属するものとする。

(イ) 亀岡市公共下水道施設計画（汚水）技術基準

流出量計算方式、最小口径、埋設深、縦断勾配、管種の使用区分は、「下水道施設計画・設計指針と解説」等による管路施設によること。なお、取付管、汚水柵の設置についても同様とする。

11 溜池施設

事業者は、当該開発区域内に既存の溜池が存在する場合は、その機能及び安全性を確保するとともに、必要に応じて施設の整備を行わなければならない。ただし、事業計画において溜池の改修又は埋め立てを必要とする場合は、関連用排水施設を含め、その地元管理者及び関係権利者の同意を得るとともに、当該施設に係る亀岡市担当課の指示を受けなければならない。